

対象者の皆様へ

御 嵩 町
福祉子ども課

低所得世帯支援給付金(子ども加算分) 支給に関するお知らせ

御嵩町では、物価高騰の影響を顕著に受ける低所得世帯の方々を対象に、「低所得世帯支援給付金事業」を実施します。

本給付金の給付対象となる世帯の世帯主様へ、下記のとおりご案内いたします。

○給付対象となる世帯

令和5年12月1日において、御嵩町の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、以下の(1)、(2)どちらかに該当する世帯に属している**子ども**※

※平成17年4月2日以降に出生した者

(1)令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯

(2)令和5年度住民税均等割のみ課税者と、住民税非課税者で構成される世帯

○給付額 対象となる子ども1人につき 5万円

○給付方法 令和5年度に実施した「物価高騰対策給付金」の受取口座へ振込
(書類等の提出は不要です。)

≪注意事項≫

- ・給付の実施は「振込済通知」の発送にてお知らせします。
- ・令和5年度に実施した「物価高騰対策給付金」の受取口座以外の振込先を希望される場合や、代理人による申請・受給がある場合は、下記までご連絡下さい。

【お問合せ先】

御嵩町役場 福祉子ども課 社会福祉係
電話 0574-67-2111 (内線:2123、2124)
開庁日時: 平日 8:30~17:15(年末年始を除く)